

# 令和7年度オンライン商談会等実施業務委託 基本仕様書

## 1 目 的

県内農林漁業者及び食品製造業者等が生産又は製造する農林水産物及び加工食品の販路の開拓・拡大を図ることを目的に、移動等の負担が少ないオンラインによる商談機会を確保することにより、首都圏等のバイヤーとの取引拡大を支援するもの。

## 2 期 間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

## 3 業務内容

### （1）参加事業者の募集

〈仕入事業者〉

- ・ 商談会に参加する仕入事業者（以下「参加仕入事業者」という。）について、山形県の食品や食材の取扱いに関心がある遠隔地（遠隔地とは、東北地方及び新潟県以外の地方を指すものとする。）の事業者を20事業者以上確保すること。また、うち15事業者以上は首都圏（首都圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を指す。）の事業者とすること。
- ・ なお、遠隔地の事業者うち5事業者については、納入事業者の募集開始（9月下旬予定）前に参加を確定させること。
- ・ 参加仕入事業者の確保にあたっては、参加納入事業者の販路開拓・拡大に繋がるように、業態やカテゴリーについて幅広く募集すること。

〈納入事業者〉

- ・ 商談会に参加する納入事業者（以下「参加納入事業者」という。）募集に係る周知は委託者が行うが、その申込受付や連絡調整は受託者が行うこと。

〈共 通〉

- ・ 参加仕入事業者、参加納入事業者共に、申込情報（担当者の連絡先等を含む。）を随時委託者と共有できるようにすること。

### （2）参加仕入事業者へのサンプル発送

〈実施方法〉

- ・ 参加仕入事業者に対し、参加納入事業者と調整を行ったうえで、参加バイヤーの指定する住所へ発送すること。なお、調理を要する食品については、事前に出展事業者より調理方法を聞き取りのうえ、参加バイヤーに連絡することとする。
- ・ 商談のミスマッチ防止や商談率・成約率の向上を図るため、商談会より前に実施することとする。
- ・ 参加仕入事業者に対しては、試食した全ての商材についてアンケートを実施し、参加納入事業者にアンケート内容をフィードバックすること。

### （3）オンライン商談会の実施

〈実施日〉

令和8年1月に実施

#### 〈定 員〉

- ・ 参加納入事業者（農林漁業者、食品製造業者等） 30 社程度
- ・ 参加仕入事業者（受託者が招へいた首都圏等バイヤー） 20 社以上

#### 〈実施方法〉

- ・ オンライン商談会を行う場所は、参加事業者の事務所等を原則とする。
- ・ なお、参加納入事業者の定員を収容できる会場（山形会場）及び参加仕入事業者の定員を収容できる会場（首都圏会場）を設置する場合、受託者において準備すること。
- ・ WEB 会議システム (Zoom 等) を使用した商談を行うこと。
- ・ 商談時間は 1 社あたり 30 分程度とし、商談回数は納入事業者 1 社あたり最大 5 回程度とするが、各事業者間のバランスに配慮すること。
- ・ 参加事業者に対して、通信テストほかサポートを行うこと。
- ・ 商談会の運営にあたっては、各商談に適宜同席するなど進行管理を行うほか、トラブルが発生した場合は状況を確認し適切に対応すること。
- ・ 商談会終了後、取引成約に向けた商談のフォローアップを行うこと。

#### 〈その他〉

- ・ 商談のミスマッチを防止するため、参加者の商材の詳細情報や取引条件などの確認を行い、参加納入事業者及び参加仕入事業者双方の希望を基に商談を設定すること。
- ・ 参加料は無料とすること。ただし、参加納入事業者から 1 商談 1 千円（税込）の商談調整費を徴収すること。
- ・ 委託者が支払う委託費及び参加納入事業者から徴収する商談調整費により、事業を実施すること。
- ・ オンライン商談会終了後もオンラインを活用した商談機会を参加納入事業者に提供すること。

### （４）成約率向上に資する取り組み

#### 〈実施方法〉

- ・ 事業費の範囲内で、参加納入事業者の販路開拓に効果的な取組みを独自提案し、実施すること。

## 4 成果品

本業務の成果品として、業務の実施状況等を記載した業務完了報告書を 3 部提出すること。

## 5 その他留意事項

- （１） 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- （２） 詳細な運営方法については、委託者と協議のうえ決定する。
- （３） 業務遂行上必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器又はリース等により対応すること。
- （４） 制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続き等については、全て受託者が行うこと。

- (5) 業務委託の円滑な遂行を図るため、委託者に対し、業務内容や業務の進捗状況等について適宜報告し、委託者の指示に従うこと。
- (6) 個人情報の取扱いについては、各種法令順守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 本仕様書に定める事項以外の事項については、委託者の指示に従うこと。
- (8) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。